仕　様　書

１．案　　件　　名　　ボールペン黒　ほか 22 点（港区役所・生活支援）買入

２．品名及び数量　　別紙　明細書のとおり

３．納 入 場 所　　大阪市港区役所保健福祉課（生活支援）
（大阪市港区市岡 1－15－25　港区役所 2 階）

４．納 入 期 限　　令和 8 年 3 月 30 日（月）

５．担　　当　　者　　大阪市港区役所保健福祉課（生活支援）山口
大阪市港区市岡 1－15－25
電話　　06－6576－9879
ＦＡＸ　06－6571－7493

６．そ　の　他

・納品する製品については、「大阪市グリーン調達方針」に則った製品を納品すること。
（https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html）
・「大阪市グリーン調達方針」に合う製品がないものについては担当者と納品前に調整すること。
・契約後、製品の品名及び品番、単価明細を提出すること。
・納品時の検品の際は、本市担当者と共に立ち会うこと。
・納品物が不良品であった場合は、速やかに無償で交換すること。
・納品物は段ボール箱及び保護袋等に梱包すること。
・納品物もしくは建造物等に破損などの損害を与えた場合や、第三者に損害を与えた場合には、受注者において速やかにその損害の補償・賠償を行うこととし、本市は一切の責任を負わないこととする。ただし、本市の責めに帰すべき事由においてはこの限りではない。
・納入日時については、事前に事業担当と協議のうえ決定することとし、納品時には納品書を提出すること。
・契約金額には、配送料等本契約にかかる全ての費用を含むものとする。
・見積の提出に当たっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合（同等品の可否を含む）は質問期間内に指定の方法によりよく質問し、その内容を熟知のうえ見積書を提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。なお、同等品の可否については、カタログ等により公表されている情報にて判断する。
・別添各種特記仕様書を遵守すること。